

燕・弥彦総合事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正
について

燕・弥彦総合事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年新潟県
西部広域消防事務組合条例第13号）の一部を次のように改正するものとする。

令和 8 年 8 月 7 日 提 出

燕・弥彦総合事務組合

管理者 燕市長 佐 野 大 輔

記

燕・弥彦総合事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する
条例

燕・弥彦総合事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例(平成18年新潟県西部
広域消防事務組合条例第13号)の一部を次のように改正する。

別表中「1,080円」を「1,440円」に、「2,160円」を「2,880円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の別表の規定は、
令和8年4月1日から適用する。